

## 集団指導における周知事項について（児童福祉法）

### 1 障害児（入所・通所）支援の充実について（再度確認のうえ、職員に周知徹底を）

#### (1) 適切なアセスメントが実施できているか。

フェイスシートの作成・基本情報の整理

#### (2) 障害児（入所・通所）支援計画・モニタリングが適切に実施できているか。

#### (3) 利用者に必要な支援、サービス目的に合致した支援を実施できているか。

#### (4) 次のライフステージに繋がるサービスを提供（支援・計画）できているか。

※障害児通所支援は、見守り・預かりサービスではない。

※関係機関との連携体制は構築できているか

#### (5) ケース記録は、モニタリング、支援計画の作成に活用できる内容になっているか。

### 2 地域生活支援事業の利用について

#### (1) 障害児通所支援と地域生活支援事業の併給の可否について

ア 日中一時支援事業の同一日利用は不可

イ 移動支援事業を用いた通所は不可

#### (2) 日中一時支援事業と障害児通所支援は異なるサービスであることに留意すること。

目的を明らかにして、目的に合致したサービスを提供すること。サービス提供内容によっては、障害児通所支援と見做すことができないことも考えられる。

##### ■日中一時支援の定義

障害者又は障害児の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供することにより介護者の負担軽減を図る。

ア 就労支援（タイムケア） 平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」に規定する日中一時支援事業のうち、障害者等の家族の就労支援を目的とするもの。 ⇒支給決定日数＝23日

イ 一時的休息（レスパイト） 日中一時支援事業のうち、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするもの。 ⇒支給決定日数＝8日

##### ■障害児通所支援の定義

ア 児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第2項）

（未就学児に対して）日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

イ 放課後等デイサービス（児童福祉法第6条の2の2第4項）

(就学児に対して)生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

3 学校その他教育機関との連携について

- 連携の在り方について
- 個人情報の適切な管理

4 送迎等の場合のルール遵守（学校等の迎え）

5 マイナンバー制度と障害児（入所・通所）支援、障害福祉サービスの利用について

平成28年1月以降、自立支援給付、障害児通所支援等の支給申請書の記載事項等として、個人番号が追加されています。個人番号の取扱い等について、改めて事業所内で周知いただくとともに、引続き、申請手続等において必要な援助等を行っていただくようお願いします。

6 計画相談支援・障害児相談支援の充実に向けて（お願い）

【参考】計画作成総数に占めるセルフプランの割合について

	H28.3 末	H28.9 末
総合支援法部分	58.13%	54.17%
児童福祉法部分	83.59%	79.92%

(1) 障害児支援利用計画等の作成の効率的な実施に関する取組み～相談支援推進に向けて～

障害児相談支援については、今後も相談支援事業者の受け入れ件数が飽和し混乱が生じないよう状況に留意しながら、必要な計画が的確に届くように進めていく必要がある。引続き、支給申請等に関する必要な援助と、相談支援事業者等との連携（連絡調整に関する協力）について、ご留意いただきたい。

- 連携強化
- 障害児支援ファイル「りんくる」の活用について
- 計画相談支援リーフレットの活用について
- 相談支援専門員等の増（サービス供給量の増加）（お願い）

(2) サービスの質の向上 研修会の開催等